

受講および後期（4Q）期末試験に際しての注意事項

間もなく期末試験が始まりますので、事前に不正行為に関して改めてお知らせします。
 学生懲罰に関する規則の 第6条5項（懲戒処分の対象行為）として、出席・試験等における不正行為について定めています。

不正行為の内容	懲戒の内容
試験等における不正行為で極めて悪質な場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 替え玉受験 ・ 集団で共謀した組織的カンニング ・ 過去数度にわたるカンニング歴がある等 	放学又は停学
本学が実施する試験・課題等における不正行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ カンニング ・ 他人との答案用紙の交換 ・ 他者のレポート・作品等を盗用し提出する ・ 自分のレポートや制作物を他者の名前で代理提出する ・ 試験監督者の注意・指示に従わなかった場合 	停学又は譴責のうえ、その学期に履修している <u>すべての科目</u> の評価を「不可」とする。
本学が実施する授業等の出席確認における不正行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ カードタッチ不正 ※本人以外が学生証でカードタッチを行なう行為 ・ 代返等 	停学又は譴責のうえ、不正を行なった科目の評価を「不可」とする。

【懲戒に関する用語説明】

放学：学生としての身分を剥奪すること。

停学：登校停止を命じ、自宅で謹慎させること。

譴責：文書及び口頭により注意を与え、将来を戒めること。

※懲戒処分となった場合は保証人（入学に際して保証書に署名した方。基本的には保護者）に連絡を行います。

【カードタッチ不正について】

学生証の貸与についても禁止されています。

学生証の所有者のみではなく、代理でカードタッチを行なった学生も懲罰の対象となります。

【不正行為に関する懲罰に規則等の公開について】

学生懲罰に関する規則及び注意事項は以下に記載・公開されていますので、各自確認してください。

- ・ 「懲罰に関する規則」及び「懲戒処分に関する基準」（デジキャンの書類・リンクで公開）
- ・ 学生ガイド（デジキャンの書類・リンクで公開）
- ・ 学生証裏面

【不正行為の発見・対応について】

教職員が不正行為を発見した場合、懲罰を審議する学内の委員会に報告します。

学生自身が不正行為に関する認識や自覚が無い場合でも、懲罰の対象となります。

委員会における審議の結果、懲戒処分を受けた場合は以下の対応がなされます。

- ・ 保証人への連絡
- ・ 懲戒処分内容の学内公表
- ・ その学期に履修しているすべての科目、もしくは、不正を行なった科目の評価を「不可」とする。
 ※これに伴い、進級・卒業が遅れる場合があります。

2015年度後期においては、既に複数名の学生が上記の不正行為に関して、懲罰を審議する学内の委員会に報告されています。
 なお、過去に実際に、当該行為を行った学期に履修しているすべての科目の評価が「不可」となった学生も出ています。
 くれぐれも不正行為の誘惑に負けて後悔することのないようにしてください。